	⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えダイズが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　別に定めるモニタリング実施計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２４９号
釧路市星が浦北５丁目２番３号
債務者　橋本　　元
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３２９号
香川県高松市松縄町34―11　グレースマンションⅠ302号室、住民票上の住所香川県高松市川島東町2145番地５
債務者　稲本　和史
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　賢一
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５９１号
神奈川県小田原市飯泉1321番地
債務者　菅井　司郎
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　充孝
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９２号
神奈川県小田原市飯泉1321番地
債務者　菅井　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　充孝
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３２１号
愛知県一宮市浅野字内浦17番地　レジデンス内浦205号
債務者　松橋　孝幸
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ10―506号
債務者　矢田　千明
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩志
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
山口県山陽小野田市大字郡5354番地１
債務者　菅原　孝彦
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２０号
山口県山陽小野田市大字郡5354番地１
債務者　菅原　清美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近本佐知子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第７５７号
仙台市宮城野区栄１丁目11番40号　レジデンス加賀105
債務者　渡部　琢磨
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　悟
4　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４５号
仙台市青葉区上杉１丁目６番30―405号
債務者　久道　明子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８３号
愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田15―１豊田自動織機河和寮、住民票上の住所宮城県名取市田高字原488番地の３
債務者　川村　達也
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部